

○岡山県警察安全運転相談員運用要綱の制定について(通達)

(平成 30 年 3 月 27 日岡運免第 181 号例規)

改正 令和 2 年 3 月 31 日岡務第 307 号

各部長  
首席監察官  
総務統括官  
各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察運転適性相談員運用要綱を制定し、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

岡山県警察安全運転相談員運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、岡山県警察に会計年度任用職員として配置する安全運転相談員(以下「相談員」という。)の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

第 2 相談員の責務

相談員は、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 90 条第 1 項第 1 号イからハマまでに掲げる病気、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症及びアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒をいう。以下同じ。)に係る相談に誠実かつ適切に対応し、相談者に対する助言等を行うことにより、一定の病気等に起因する交通事故を防止することを責務とする。

第 3 身分、任免等

- 1 相談員の身分、任免等については、この要綱に定めがあるもののほか、岡山県警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について(通達)(令和 2 年 3 月 31 日岡務第 306 号例規。以下「会計年度任用職員取扱要綱」という。)の定めるところによる。
- 2 相談員は、次に掲げる要件に該当すると認められる者を警察本部長(以下「本部長」という。)が任用する。
  - (1) 保健師の免許を有すること。
  - (2) 人格及び見識に優れ、行動力があり、職務の遂行に必要な熱意を有すること。
  - (3) 健康であること。
- 3 相談員の定数は、予算の範囲内で本部長が定める。

第 4 配置

相談員は、交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に配置する。

第 5 職務

相談員は、交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)の指揮監督の下に、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 一定の病気等で自動車等の運転に不安がある者又はその家族等からの相談の受理、相談内容に応じたアドバイスの実施及び専門員への引継ぎ等
- (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに定める検査を受けた結果認知症のおそれがある者に対する面接の実施及び当該者からの相談の受理
- (3) 一定の病気等が疑われる運転者に対する病院への受診勧奨
- (4) 運転免許の取得時及び運転免許証の有効期間の更新時における病状の確認
- (5) 医療機関に対する病状、病歴等の照会
- (6) 運転免許証の自主返納に関する教示及び相談の受理
- (7) その他運転免許課長が必要と認める業務

## 第6 遵守事項

1 相談員は、第5に規定する職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全力を挙げて職務に専念すること。
- (2) 法令及びこの要綱に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従うこと。
- (3) 一定の病気等が疑われる運転者に対する病院への受診勧奨
- (4) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。
- (5) 一定の病気等に係る知識の習得等について自己研さんに努めること。

2 相談員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第7 勤務日の割振り

運転免許課長は、相談員の勤務日を会計年度任用職員取扱要綱第4の2に定める範囲内で、活動実態等を勘案して割り振るものとする。

## 第8 勤務時間の指定

運転免許課長は、相談員の勤務時間の開始及び終了時刻を活動実態に応じて定めるものとする。

## 第9 欠勤の報告

相談員は、出勤することができない理由が生じたときは、運転免許課長に欠勤する旨を報告しなければならない。

## 第10 身分証明証の携帯等

- 1 相談員は、勤務中においては安全運転相談員証(様式第1号)を携帯するものとする。
- 2 相談員は、勤務中において応対した相手から安全運転相談員証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

## 第11 留意事項

運転免許課長は、相談員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 相談員には、第 5 に規定する職務以外には従事させないこと。
- (2) 言語及び態度に注意させ、適切な市民応接に努めさせること。
- (3) 職務上必要な技能、知識、事務処理要領、書類作成要領等について教養を行うこと。

#### 第 12 報告

相談員は、勤務日の取扱事項について、安全運転相談員勤務日誌(様式第 2 号)により勤務終了時に運転免許課長に報告するものとする。

#### 第 13 文書の保存

安全運転相談員勤務日誌は、運転免許課において 1 年間保存するものとする。